

独立行政法人通則法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

独立行政法人通則法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように制定する。

熊本市長 大 西 一 史

独立行政法人通則法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(熊本市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第1条 熊本市職員の退職手当に関する条例(昭和30年条例第16号)の一部を次のように改正する。

附則第7項中「第63条第2項」を「第50条の10第2項」に改める。

(熊本市情報公開条例の一部改正)

第2条 熊本市情報公開条例(平成10年条例第33号)の一部を次のように改正する。

第7条第2号エ中「第2条第2項に規定する特定独立行政法人」を「第2条第4項に規定する行政執行法人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提出理由)

独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成26年法律第66号)等の施行に伴い、関係条例の整備をするため、この条例を制定する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。